

## 司法修習専念義務の重要性に鑑み「給費制」の維持を求める会長声明

本年5月25日、我が国の法曹養成制度の在り方などを検討する「法曹の養成に関するフォーラム」での議論が始まった。この「フォーラム」では司法修習生への修習費用の「給費制」の議論を本年8月を目途にとりまとめる方針である。

この点、法曹養成の在り方は一般国民の関心も高いものであり、その議事が公開されることとなったことを評価するとともに、今後は各界から選ばれた有識者によって充実した討議がなされることを期待する。

他方で、「給費制」については、「この大震災で甚大な被害が生じ、その復興をしなければならない時期に、司法修習生に回す予算などない」などの議論も聞かれるところである。

しかし、「給費制」の大きな根拠は、我が国の社会インフラである法曹の養成に不可欠な「司法修習専念義務」にあると言え、予算の優先順位の問題ではない。

法曹に求められる資質は、今から10年前の「司法制度改革審議会意見書」においても「基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚」等とされているとおり、国家権力の一翼を担うとともに、人権の砦としての機能を備える必要があることから、優れた人権感覚などが必要である。

そのため、司法試験合格後、法曹となるためには司法修習が義務づけられ、それに対する「専念義務」も課されているのである。

そして、「再審無罪」など、司法による人権侵害とも指摘される事象が相次ぐなか、法曹の人権感覚などを養う重要な機能をもった司法修習に文字通り専念できるよう、高い人権感覚などを備えた質のよい法曹として巣立つための環境整備が、これまで以上に強く求められる。

ところが、法曹になるための約1年間の司法修習において「給費制」が廃止されれば、「専念義務」との関係でアルバイト等もできず、「無収入」での生活を強いられることとなる。加えて、配属地は任意に選択することはできず、意に反して遠方の地域に配属されることもあるが、そのような場合にも住居費はおろか転居費用も支給されない。

そのような状況では、生活上の不安を抱えざるを得ず、修習に専念・集中できるのか重大な疑問が生じ、「専念義務」が「絵に描いた餅」となる強い懸念がある。「給費制」の代わりとして「貸与制」の導入が予定されているが、将来「返済」が求められるのが建前であるから、将来における生活上の不安が生じることとなり、修習に専念できない恐れが生じる点は変わらない。

よって、我が国の法曹養成制度の根幹をなす司法修習の専念義務の重要性に鑑み、あらためて「給費制」の維持の必要性を訴えるものである。

2011（平成23）年6月29日

佐賀県弁護士会 会長 辻 泰弘